

元初財務第36号  
令和2年3月5日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課長

合 田 哲 雄

(印影印刷)

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について（通知）

標記の休暇（いわゆる出勤困難休暇）については、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（令和2年3月5日付け元初財務第34号文部科学省初等中等教育局財務課長通知）により適切な対応をお願いしたところですが、総務省において、各地方公共団体の状況を踏まえ、あらためて別添のとおり通知されましたので、送付いたします。

各教育委員会におかれましては、本通知も参考にいただき、引き続き適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

**【連絡先】** 文部科学省 初等中等教育局  
財務課 教育公務員係

(電話) 03-5253-4111 (内線2588)

(FAX) 03-6734-3733

総行公第41号  
令和2年3月5日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の適切な対応について

標記の休暇（いわゆる出勤困難休暇）については、令和2年3月1日付け総行公第34号により適切な対応をお願いしたところですが、各団体の状況を踏まえ、あらためて下記の点についてご留意いただき、適切な対応をお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

#### 記

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策の緊要性に鑑み、国家公務員においては、常勤・非常勤を問わず、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業等により、子の世話をを行う必要がある場合等に勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、「有給」の休暇取得を可能としたことを踏まえ、各地方公共団体の制度においても、国家公務員と同様に、常勤・非常勤を問わず、「有給」の取扱いとするとともに、休暇の取得について配慮をいただきたいこと。

連絡先 総務省自治行政局公務員部  
公務員課公務員第四係  
電話 03-5253-5544（直通）

出勤困難休暇の規定の例（常勤職員）

国家公務員の場合	地方公務員の場合の例
<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（抄） （特別休暇）</p> <p>第十九条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。</p> <p>人事院規則 15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇） （抄） （特別休暇）</p> <p>第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄） （特別休暇）</p> <p>第●条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事委員会規則で定める特別休暇については、人事委員会規則でその期間を定める。</p> <p>職員の勤務時間、休暇等に関する規則（抄） （特別休暇）</p> <p>第●条 条例第●条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>● 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>

※ 今般の国の取扱いは、いわゆる出勤困難休暇の「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」として、次の通知の1～3のケースは取り扱って差し支えない運用とするもの。

各地方公共団体においても、各団体の制度において同様の運用の対応をしていただきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（職職-104）（令和2年3月1日付け人事院事務総局職員福祉局長通知）（抄）

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号の休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第4号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- 2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

出勤困難休暇の規定の例（非常勤職員）

国家公務員の場合	地方公務員の場合の例
<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（抄） （非常勤職員の勤務時間及び休暇）</p> <p>第二十三条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間及び休暇に関する事項については、第五条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。</p> <p>人事院規則 15—15（非職員の勤務時間、休日及び休暇） （抄） （年次休暇以外の休暇）</p> <p>第四条 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の<u>有給の休暇</u>を与えるものとする。</p> <p>四 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抄） （非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p> <p>第●条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第●条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（抄） （年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第●条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第●号に掲げる場合にあつては、人事委員会の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の<u>有給の休暇</u>を与えるものとする。</p> <p>● 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>

※ 今般の国の取扱いは、いわゆる出勤困難休暇の「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等」として、次の通知の1～3の場合は取り扱って差し支えない運用とするもの。

各地方公共団体においても、各団体の制度において同様の対応をしていただきたい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（職職-104）（令和2年3月1日付け人事院事務総局職員福祉局長通知）（抄）

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号の休暇（非常勤職員にあつては、人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第4号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合と取り扱って差し支えない。

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- 2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合